

知っ得シリーズ Vol.3

生活防衛のために

借金問題ガイド

借金によって生活が破綻しないように、
「これだけは知っておきたい」
ことを特集しています。

岩永法律事務所

弁護士 岩 永 隆 之

弁護士 黒 岩 英 一

住 所 〒850-0032 長崎市興善町4番5号
カクヨウBLD5階

TEL 095-829-2120

URL <http://www.iwanaga-law.jp/>

Mail iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

はじめに

皆さんは「債務整理」という言葉をお聞きになられたことはありますか？

一般に、借金解決の手続きを総称して「債務整理」といいます。

債務整理には、主に過払返還交渉、任意整理、自己破産、個人再生があります。

いずれも事件委任契約を結んだ後、弁護士があなたの代理人として、借入先の金融会社へ『**受任通知**』の書面を送付することで、それまで毎月返済していた借金はストップすることになり、生活の平穏が守られることとなります。また、ご家族に知られることなく債務整理を行うことも可能です。

それでは、債務整理について見ていきましょう。

いま 現在「借金」でお悩みの方は必読です。

日頃の生活の中で、ローンを組んだり、お金を借りたりすることはあります。しかし、さまざまな生活事情により、ローンやお金の返済ができなくなることもあります。そのお金の問題を解消するために、本冊子を生活にお役立ていただければ幸いです。

目 次

はじめに 債務整理とは・・・？
受任通知で借金返済がストップします。

個人 の 債 務 整 理

1. あなたの債務整理を診断してみましょう	1
2. 過払返還交渉について	2
3. 任意整理について	3
4. 個人再生について	5
5. 自己破産について	8

法 人 の 債 務 整 理

1. 法人の自己破産手続とは？	10
2. 法人の民事再生手続とは？	10
3. 法人の任意整理手続とは？	11

法律援助の申込みに関する注意点について	12
---------------------	----

付 録

◆受任通知（参考資料）

◇引き直し計算書（参考資料）・・・過払い金があることを主張するための書類

◆民事再生計画書（参考資料）・・・個人再生手続きの進行がわかる書類

◇債権者一覧表（ミシン線を切り取り、必要事項を記入の上ご持参下さい。）

◆家計表（ミシン線を切り取り、必要事項を記入の上ご持参下さい。）

◇債務整理の手続きに必要な書類

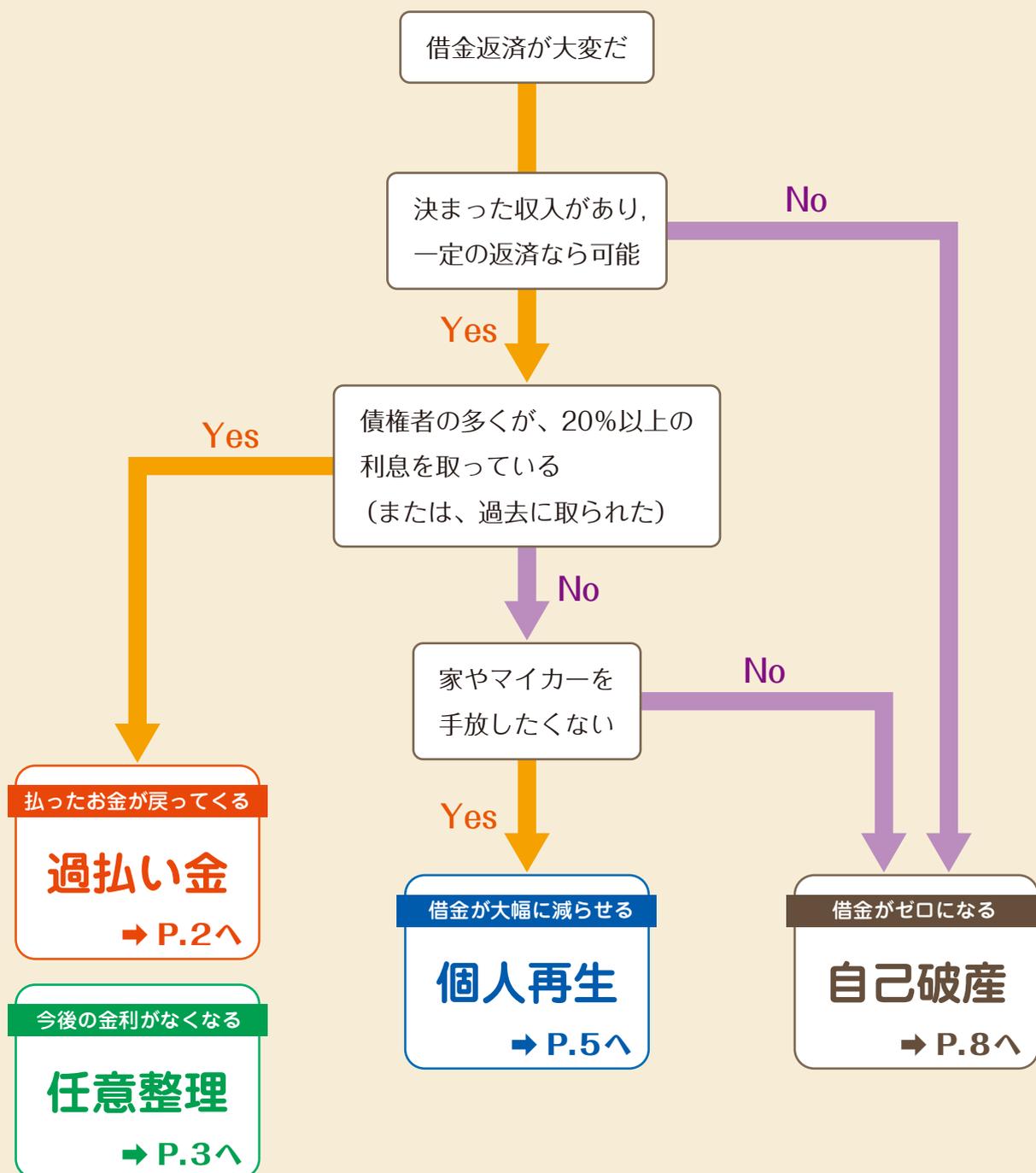
1. あなたの債務整理を診断してみましょう

あなたの借金，減額になる？ それともゼロになる？
「債務整理」という方法で返済額を減らしましょう！

※弁護士が受任することで，翌日から取立や返済がストップされます。

債務整理診断

START!



2. 過払返還交渉について

払い過ぎたお金が返ってくる可能性があります

「過払い金」とは、本来支払う必要がないにもかかわらず、利息が高すぎるために貸金業者に支払い過ぎてしまったお金のことです。

だいたい借入期間が、5年から7年間以上で借入金利が20%を超える方は、要チェックです。

もし、これらの条件に合いそうであれば、過払返還交渉を行ってみると良いでしょう。過払返還交渉の手続きにより、払い過ぎたお金が返ってくるのが期待できます。

交渉の仕方

- ①取引履歴を取り寄せる。
- ②利息制限法に基づいて、適法な利息による借入額を算出。
- ③払い過ぎているお金があれば、それを業者に対して返すよう要求。
- ④要求に応じなければ、裁判を起す。

もっとも、最後の取引から10年間、権利の行使を行わなかった場合、つまり、「自分の払い過ぎたお金がこれだけあるから返して欲しい」というような権利を主張しなかった場合という意味ですが、この場合民法の第167条「債権等の消滅時効」にあたり、過払返還交渉ができないことがありますので、この点は十分注意が必要です。

3. 任意整理について

借金は残るが、今後の返済で金利がなくなる

今後の借金返済で金利がなくなり、借金の総額と毎月の返済額を減額することが可能となり、また、一部の借入先の借金だけ選んで整理することが可能な手続きです。

場合によっては、過払い金が発生し、返済額と相殺後残った金額が手元に戻ることもあります。

任意整理とは？

「任意整理」とは、取引開始時にさかのぼって、利息制限法の上限金利（15%～20%）に金利を引き下げて再計算すること（引き直し計算・付録参照）により借金を減額した上で、原則として金利のカットを行い、元本のみを3年程度の分割で返済する内容の和解を貸金業者と結び、以後この和解内容に従って返済を続けることで、借金を整理する手続きです。

また、将来の金利や遅延損害金を返済する必要がなくなる上、月々の借金の返済額も、生活に支障のない範囲に減額することが可能となります。

しかし、貸金業者との和解内容にも依りますが、返済が例えば2回以上滞った場合、和解条項にある「過怠約款」に従って、残金一括返済をしなければならない、というような深刻な問題に発展することもありますので、この「任意整理」を選択する場合には、この点を十分理解する必要があります。

【任意整理を選択できる方の要件】

- ①減額後の借金を3年程度で返済できる方
- ②継続して収入を得る見込みがある方

任意整理の メリット と デメリット

メリット 1

任意整理をすると、原則として取引開始時にさかのぼって利息制限法の上限金利（15%～20%）に金利を引き下げて再計算すること（引き直し計算）で減額された元本のみを分割して返済すればよく、原則として将来の金利や遅延損害金を返済する必要がなくなります。

メリット 2

財産の処分（売却、配当など）や特定の職業に就けなくなること（職業資格制限）がありません。

メリット 3

任意整理は貸金業者と弁護士が直接交渉するものであり、自己破産や個人再生のように裁判所を通す手続きではないため、裁判所に提出する書類作成や、裁判所への出廷も必要ありません。

メリット 4

任意整理は、自己破産や個人再生とは異なり、例えば自動車のローンや保証人が付いている借金は任意整理を行わずこれまで通り支払を続け、その他の借金のみを任意整理する、というように債権者の選択を行い柔軟な債務整理を行うことができます。

デメリット 1

任意整理は、借金の全額または一部の免除を受ける自己破産や民事再生とは異なり、原則として、借金の元本全額を支払う手続きであるため、これらの手続きに比べ返済額が多くなるのが一般的です。

デメリット 2

任意整理をすると信用情報機関へ任意整理をした事実が登録されてしまいますので、5年～7年間程度は新たに借金をすること、クレジットやカードローンを利用することが制限されます。

4. 個人再生について

借金が大幅に減らせます

個人再生とは？

「個人再生」とは、減額された借金を3年～5年かけて分割で返済していく手続きです。

現在の借金が返済困難であることを裁判所に認めてもらい、借金をおよそ5分の1に減額することができます。

減額後の借金を完済すれば、法律上返済する義務が免除されます。

「個人再生」は、自己破産のように借金全額の返済義務がなくなるわけではありませんが、自己破産のように高価な財産（主に住宅）が処分されることもありません。

また、自己破産の場合、生命保険募集人等一定の職業に就けなくなります（職業資格制限）、民事再生の場合はそのような職業に対する制限はありません。

そのため、個人再生手続きは、借金額が大きく全額を返済することが困難だが、処分されたくない高価な財産（主に住宅）を所有している場合や、自己破産をすると職業を継続できなくなる方には有効な手続きとなります。

【個人再生を選択できる方の要件】

- ①借金の総額が5,000万円以下の方（住宅ローンを除く）
- ②返済不能となるおそれがある方
- ③継続して収入を得る見込みがある方

個人再生の メリット と デメリット

メリット 1

自己破産の場合に処分されてしまう住宅等の高価な財産を維持しながら、借金の整理をすることができる点です。

メリット 2

自己破産のように借金の返済義務がなくなるわけではありませんが、住宅ローン以外の借金を大幅に減額することができます（住宅を確保する場合、住宅ローンは減額されません。但し、住宅ローンの返済期間を延長して、月々の住宅ローン返済額を減らすことができる場合もあります）。

メリット 3

自己破産のように財産の処分や一定の職業に就けなくなること（職業資格制限）が一切ない点です。

デメリット 1

借金が減額されても返済義務がすべてなくなるわけではないという点です。そのため、住宅ローンについては全額、その他の借金については減額された借金を3年～5年間で返済していかなければならない点にあります。

デメリット 2

個人再生手続きをすると、信用情報機関に個人再生をしたことが登録されてしまいますので、5年～7年間程度は新たに借金することやクレジットやカードローンを利用することが制限されてしまう点です。

自己破産と個人再生との比較表

	自己破産	個人再生
借 金	原則として借金の返済義務がなくなる	5分の1程度を支払う必要あり 住宅ローンは減額されない
財 産	高価な財産は処分される	財産は処分されない
職業資格制限	手続き中一定の資格制限がある	資格制限はない
期 間	手続きはおよそ6ヶ月～1年（目安）	左記と同様

個人再生の種類について

(1) 小規模個人再生

小規模個人再生とは、住宅ローン以外の借金の総額が5,000万円以下であり、継続して収入を得る見込みがある個人が利用できる手続きです。

小規模個人再生の場合には、原則として3年間で

- ①法律で定められた最低弁済額か（※下の図を参照してください）
- ②保有している財産の合計金額（清算価値）のいずれか多い方の金額を最低限返済していく必要があります。

また、以下に説明する給与所得者等再生とは異なり、再生計画（民事再生の返済計画）が裁判所に認められるためには、貸金業者の数の2分の1以上の反対がなく、かつ反対した貸金業者の債権額の合計が全債権額の2分の1を超えていないことが必要です。

(2) 給与所得者等再生

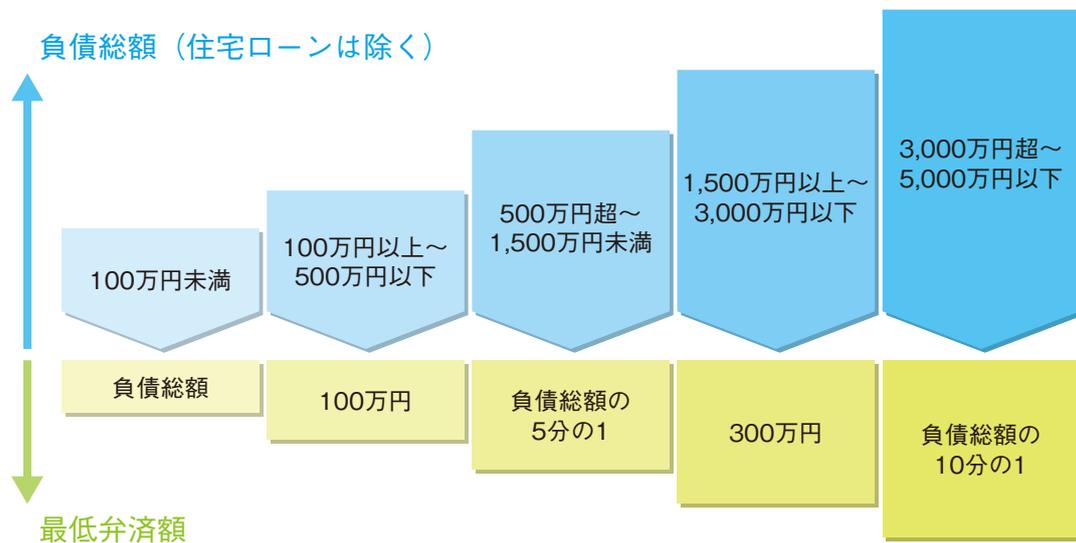
給与所得者等再生とは、小規模個人再生を利用できる人の内、給与等の安定した収入があり、収入の変動幅が小さい人が利用できる手続きです。

給与所得者等再生の場合には、(A) 最低弁済額と (B) 清算価値の他 (C) 可処分所得（収入から所得税等を控除し、さらに政令で定められた生活費を差し引いた金額）の2年分の内、いずれか多い方の金額を最低限返済する必要があります。

そのため、一般的には小規模個人再生の場合よりも返済額が高額になります。

その代わりに、小規模個人再生で要求される貸金業者の2分の1以上及び債権額の2分の1を超える反対がないこと、という要件はありません。

但し、過去7年以内に破産法に基づく免責決定を受けている場合には、給与所得者等再生の申立はできません（なお、小規模個人再生の場合、このような制限はありません）。



5. 自己破産について

借金の返済が不要になる

自己破産に対しては「人生の終わり」というような非常にマイナスイメージを多く持たれる方もいると思います。

しかし、実際はそうではありません。

前途ある人生を前向きに生きていただくため、「借金超過で苦しんでいる人」を救済するために国が作った制度です。

戸籍に残ったり、会社(就職)に影響があるわけではありませんし、家族が保証人でない限り家族にも影響があるわけではありません。

自己破産手続きでは、高価な財産を所有している場合、手放すことになりますが、今後の収入は生活費に充てることができます。

自己破産とは？

「自己破産」とは、資力がないために、支払時期が到来しても、借金を支払うことができない状態に至ったこと(これを支払不能といいます)を裁判所に認めてもらい、法律上、借金の支払い義務を免れる制度です。

自己破産をすると原則としてすべての借金を支払う義務がなくなりますので(これを免責といいます)、借金に追われることなく、今後の収入を生活費に充てることができます。

ただし、借金のほとんどをパチンコなどのギャンブルに使った場合には、自業自得であるとして、裁判所が免責を認めてくれない場合もあります(これを免責不許可といいます)。

このような場合には、任意整理や個人再生を利用することになります。

【自己破産を選択できる方の要件】

- ①支払不能であると認められる方
- ②過去7年以内に免責を受けたことがない方
- ③借金の使い途が、生活費などやむを得ない出費のためといえる方

自己破産の メリット と デメリット

自己破産をして借金を支払う義務がなくなれば、あなたの生活は以下のように変化します。
(ご依頼者からの声の一部です)

メリット 1

弁護士があなたの代理人になることにより、貸金業者から自宅や会社に連絡がくることがなくなります。

メリット 2

弁護士があなたの代理人になったということを貸金業者に『受任通知』で知らせているので、毎月の借金返済がストップする。

メリット 3

弁護士に相談する前までは、人生を悲観的にとらえていたのが、前向きにご自身の人生を考えられるようになります。

メリット 4

精神的な安堵感、ゆとりがでてきて仕事にも身が入るようになります。

メリット 5

家庭内で、借金返済の話題がなくなり、また、お金のことでケンカすることもなくなり、平穏な生活が送れます。

※メリット1～5は「個人再生」も共通しています。

メリット 6

免責不許可事由にあたらなければ、借金がゼロになることもあります。
(免責不許可事由とは、借金をパチンコやギャンブルに使った場合の事を言います。)

デメリット 1

現在価格が20万円を超える財産(但し、現金の場合には、99万円を超える金額)は原則として全て処分されてしまいます。

但し、20万円を超える財産であっても、生活に必要な財産については、一定の場合、維持することが可能です。また、生活に不可欠な財産(家具など)は原則として処分されません。

デメリット 2

前記に何度も「職業資格制限」という言葉が出てきましたが、自己破産手続きの期間中は、以下のとおり資格が制限される職業がありますので、該当する方は注意が必要です。

(資格が制限される職業)

弁護士、税理士などの士業、宅地建物取引主任者、生命保険募集人、
旅行業務取扱管理者、警備員等

※医師、薬剤師、看護師、教員、一般の公務員、などは自己破産をしても制限は受けません。

デメリット 3

自己破産をすると、信用情報機関に自己破産をした事実は登録されてしまいますので、7年程度は新たな借金やローンを利用することが制限されます。

※戸籍や住民票に自己破産をした事実が記載されることはありませんし、選挙権がなくなることもありません。

※また、自己破産手続きが終了した後には、就職が制限されることもありません。但し、自己破産の手続き期間中は、円滑な手続き進行等のため、海外渡航が制限されることがあります。

法人の債務整理

大きく分けて、法人を清算して、たたんでしまう手続と、法人を再生させて存続させていく手続とがあります。

法人を清算する場合、破産手続をとるのが一般的です。

法人を再生する場合、民事再生手続や任意整理手続をとるのが一般的です。

1 法人の自己破産手続とは？

不渡りや資金繰りが極めて悪化した場合には、債権者が回収を急ぎ、会社が混乱する場合があります。

このような状況にならないように運営をするのが最もよいのですが、不幸にして、経営努力や他の手続きではどうしても出来ない状態になった場合には、混乱を避け、関係者への負の連鎖を回避して、再出発をするためにも自己破産の申立が必要です。

会社が倒産手続を行う際には、債権者が債権回収を急ぐことから、混乱する場合があります。そこで、代理人として弁護士に委任することが必要になります。

委任を受けた弁護士は、自己破産の申立手続きの準備を行うとともに、債権者に通知を行います。これにより、債権者からの問合せ窓口が弁護士に一本化されますので、混乱を避けることができます。

2 法人の民事再生手続とは？

民事再生は、原則として従来の経営陣がそのまま経営を行います。

その上で、再生計画を立て、可決された場合には再生計画に従い債務免除等を受け、会社を再建する手続です。

民事再生手続は裁判所への申立てが必要になりますので、特に申立当初は信用が低下します。また、予納金等の費用も相当額になる場合が多いので、ある程度の流動資産がなければ運転資金が不足することになります。したがって、このような状況に陥る前に申立てを行う必要があります。

また、再生計画が可決されることはもちろんですが、可決された場合も債務免除益による税負担の問題等も発生します。相当額の繰越損がある場合等はよいですが、免除を受ける時期を毎年一定額に限定する等、再生計画案を工夫するテクニックも必要となります。

3 法人の任意整理手続とは？

金融機関と交渉して、毎月の返済額を減額してもらうなどのリスケジュールを行います。損益状況、相手方の別（保証協会・サービサー等）、返済原資等を考慮して、返済条件を提示することになりますが、最低限、金融会社に支払を行わなかった場合に利益が出る体制になっている必要があります。また、経費削減等の可能性も検討します。

利息制限法所定の利率を超過する借入を行っていた金融業者に対しては、利息制限法所定の利率による引き直し計算を行います。

なお、任意整理による処理が困難な場合は、民事再生や自己破産を検討することとなります。

法律援助の申込みに関する注意点について

法テラスへ法律援助をお申込みの際、以下の「資力基準」に該当する必要があります。
法テラスの法律援助が認められると、弁護士費用を法テラスに立て替えてもらうことができます。
(但し、立て替えてもらった弁護士費用は、原則として、毎月1万円ずつ法テラスに返済していく必要があります。)

収入等の基準額

- ① 原則・・・家族の人数毎に毎月の収入（手取額。賞与含む。）の基準額が設定されている。

表1：申込者の手取り月収の基準額

単身者	182,000円以下
2人家族	251,000円以下
3人家族	272,000円以下
4人家族	299,000円以下

・5人家族以上の場合、家族1名増加する毎に30,000円（生活保護1級地は33,000円）を加算する。

- ② 家賃・住宅ローンを負担している場合の加算

申込者又は配偶者が家賃・住宅ローンを負担している場合、上の基準額に現実に支払っている家賃や住宅ローンの額を加えたものを基準額とする。但し、加算できる家賃・住宅ローンの額には次のような限度額が設定されている。

表2：申込者の家賃等を基準額に加算できる限度

	一般の地域	東京都特別区
単身者	41,000円以下	53,000円以下
2人家族	53,000円以下	68,000円以下
3人家族	66,000円以下	85,000円以下
4人家族以上	71,000円以下	92,000円以下

- ③ 同居者に生活費を支払っている場合

子どもが会社勤めを始めたものの親元に住み続け、給料の中から家賃や食費代などとして、一定の金銭を親に支払う場合があるが、この支払いを家賃の支払いとみなして（「みなし家賃」、通常の家賃の支払いがある場合と同様、基準額に加算する。

受任通知

(自己破産申立の件)

債権者各位

拝啓,

皆様にはますますご清栄のことと存じます。

私は、債務者 氏(昭和 年 月 日生)より自己破産手続きについて依頼を受け、受任致しました弁護士^{岩永隆之}と申します。

本日は 氏に代わってお詫びとお知らせを申し上げます。

氏は、個人事業()を経営しておりますが、経営不振で業績が悪化し、借入金債務が増えました。

返済に努力して参りましたが、毎月の返済額が増大し、資金繰りが悪化し、ついに支払不能の状態に陥りました。

このような状況のため、やむなく自己破産の申立をせざるを得ない状態となり、当代理人において近く長崎地方裁判所に自己破産の申立を致す予定であります。

調査の結果、現在、

債権者数 約 件

債権総額 約 万円

であります。

不動産、預金などは所有せず、みるべき資産はありません。

今後は、裁判所による破産手続きにご理解をいただきたいと思えます。

本件につきご連絡またはお尋ねがございましたら、当代理人までお電話下さいますようお願い致します。また、直接の債務者方へのご連絡、ご訪問及び取立てなどはご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

このような事態となり、債務者の皆様に多大のご迷惑をおかけすることになり誠に申し訳ありません。本人に代わり心からお詫び申し上げます。

以上、取り急ぎお知らせとお詫びを申し上げます。

なお、債務の状況につきましては別紙の通りの照会をさせていただきたく、ご回答いただきますようよろしくお願い致します。

敬具

平成 年 月 日

長崎県長崎市

債務者

長崎市興善町4番5号 カクヨウBLD5階

岩永法律事務所

上記代理人弁護士 岩 永 隆 之

代理人弁護士 黒 岩 英 一

TEL095-829-2120 FAX095-829-2121

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者： 過払利率： 5%
 会員番号：
 貸金業者： 作成者：

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H 2. 12. 3		0	0.18				0	0	0
2	H 2. 12. 3	300,000		0.18	0	0	0	300,000	0	0
3	H 2. 12. 7	10,000		0.18	4	591	591	310,000	0	0
4	H 2. 12. 7	90,000		0.18	0	0	591	400,000	0	0
5	H 2. 12. 13	100,000		0.18	6	1,183	1,774	500,000	0	0
6	H 2. 12. 26		50,000	0.18	13	3,205	0	454,979	0	0
7	H 2. 12. 30	40,000		0.18	4	897	897	494,979	0	0
8	H 3. 1. 25		50,000	0.18	26	6,346	0	452,222	0	0
9	H 3. 1. 26	40,000		0.18	1	223	223	492,222	0	0
10	H 3. 2. 27		50,000	0.18	32	7,767	0	450,212	0	0
11	H 3. 3. 28		50,000	0.18	29	6,438	0	406,650	0	0
12	H 3. 4. 26		50,000	0.18	29	5,815	0	362,465	0	0
13	H 3. 5. 5	110,000		0.18	9	1,608	1,608	472,465	0	0
14	H 3. 5. 28		50,000	0.18	23	5,358	0	429,431	0	0
15	H 3. 6. 16	40,000		0.18	19	4,023	4,023	469,431	0	0
16	H 3. 6. 27		50,000	0.18	11	2,546	0	426,000	0	0
17	H 3. 7. 26		50,000	0.18	29	6,092	0	382,092	0	0
18	H 3. 8. 3	80,000		0.18	8	1,507	1,507	462,092	0	0
19	H 3. 8. 28		50,000	0.18	25	5,697	0	419,296	0	0
20	H 3. 9. 8	40,000		0.18	11	2,274	2,274	459,296	0	0
21	H 3. 9. 27		50,000	0.18	19	4,303	0	415,873	0	0
22	H 3. 9. 27	30,000		0.18	0	0	0	445,873	0	0
23	H 3. 10. 28		50,000	0.18	31	6,816	0	402,689	0	0
24	H 3. 11. 17	40,000		0.18	20	3,971	3,971	442,689	0	0
25	H 3. 11. 28		50,000	0.18	11	2,401	0	399,061	0	0
26	H 3. 12. 1	30,000		0.18	3	590	590	429,061	0	0
27	H 3. 12. 25		50,000	0.18	24	5,078	0	384,729	0	0
28	H 4. 1. 4	50,000		0.18	10	1,895	1,895	434,729	0	0
29	H 4. 1. 28		50,000	0.18	24	5,131	0	391,755	0	0
30	H 4. 2. 7	40,000		0.18	10	1,926	1,926	431,755	0	0
31	H 4. 2. 27		50,000	0.18	20	4,246	0	387,927	0	0
32	H 4. 3. 10	30,000		0.18	12	2,289	2,289	417,927	0	0
33	H 4. 3. 27		50,000	0.18	17	3,494	0	373,710	0	0
34	H 4. 4. 8	40,000		0.18	12	2,205	2,205	413,710	0	0
35	H 4. 4. 28		50,000	0.18	20	4,069	0	369,984	0	0
36	H 4. 4. 28	40,000		0.18	0	0	0	409,984	0	0
37	H 4. 5. 27		50,000	0.18	29	5,847	0	365,831	0	0
38	H 4. 5. 29	40,000		0.18	2	359	359	405,831	0	0
39	H 4. 6. 26		50,000	0.18	28	5,588	0	361,778	0	0
40	H 4. 7. 8	40,000		0.18	12	2,135	2,135	401,778	0	0
41	H 4. 7. 28		50,000	0.18	20	3,951	0	357,864	0	0
42	H 4. 7. 28	40,000		0.18	0	0	0	397,864	0	0
43	H 4. 8. 28		50,000	0.18	31	6,065	0	353,929	0	0
44	H 4. 9. 18	30,000		0.18	15	2,610	2,610	383,929	0	0
45	H 4. 9. 30		20,000	0.18	18	3,398	0	369,937	0	0
46	H 4. 10. 29		20,000	0.18	29	5,276	0	355,213	0	0
47	H 4. 11. 29	20,000		0.18	21	3,668	3,668	375,213	0	0

(途中取引 省略)

366	H21. 11. 27		34,000	0.18	25	0	0	- 3,790,206	- 12,863	- 469,200
367	H21. 12. 29		34,000	0.18	32	0	0	- 3,824,206	- 16,614	- 485,814
368	H22. 1. 28		34,000	0.18	30	0	0	- 3,858,206	- 15,715	- 501,529
369	H22. 2. 27		34,000	0.18	30	0	0	- 3,892,206	- 15,855	- 517,384

過払請求金 4,409,590円

平成 年（再口）第 号 給与所得者等再生事件
 再生債務者
 代理人弁護士 岩永隆之
 電話 095-829-2120 FAX 095-829-2121

個人再生手続進行予定表

長崎地方裁判所 支部 個A

手 続	日 程
申立て・予納金納付	平成20年 9月18日
個人再生委員選任	平成20年10月16日
手続開始に関する個人再生委員の意見書提出	平成20年10月28日
開始決定	平成20年10月28日
債権届出期限	平成20年11月18日
規則120条に定める書面の提出期限	平成20年12月 2日
報告書（法124Ⅱ，125Ⅰ）の提出期限	平成20年12月 2日
一般異議申述期間の始期	平成20年12月 2日
一般異議申述期間の終期	平成20年12月16日
評価申立期限	平成21年 1月 6日
再生計画案提出期限	平成21年 1月 6日
意見聴取に関する個人再生委員の意見書提出	平成21年 1月20日
再生債権者の意見を聴く旨の決定	平成21年 1月20日（予定）
回答書提出期限	平成21年 2月 3日（予定）
認可の可否に関する個人再生委員の意見書提出	平成21年 2月10日
再生計画の認可・不認可決定	平成21年 2月10日（予定）

* 再生計画案の提出期限，意見聴取決定は，異議の申述や評価の申立てが行われた場合には，伸長されます。

平成 年 月 日

FAX連絡票（債務整理）

FAX：095-829-2121

【送信先】 岩永法律事務所
債務整理 法律相談 受付係

◆送信書類◆
債権者一覧表 () 通
家計表 () 通
その他 () () 通

◆当事務所へのメッセージ◆

【発信元】 住所 〒 -

氏名

TEL () -

FAX () -

家 計 表

平成 年 月分

※該当する項目がない場合は、適宜、空欄に項目名とともに記入してください。
 ※借入・返済金の欄には相手方ごとの内訳を記入し、欄が不足する場合には空欄を使用してください。
 ※「駐車場代」、「ガソリン代」がある場合には（ ）に名義人名を記載してください。

収 入 (円)		支 出 (円)	
前月からの繰越金		家賃 (管理費含む)	
給 料 報 酬 等	本人 (労災)	共益費等	
	配偶者 (パート)	食費等	
		光熱水料	
		電話料金・受信料等	
援 助		衣類・装身具代等	
		保健・医療費	
年 金		新聞・書籍・雑誌代等	
		教育費用	
養育費 (仕送り等)		養育費 (仕送り等)	
生活保護		通勤・通学費用	
児童手当		駐車場代	
児童扶養手当		ガソリン代 (配偶者)	
保険金・解約返戻金等		交際費 (外食・飲酒等)	
預貯金引出・解約等		レジャー・娯楽費用	
物品処分代金等		各種保険料・掛金	
事業収入 (売上金)		雑費	
		事業経費	
		税金・社会保険料等	
		再生計画に基づく返済(手数料含)	
		翌月への繰越金	
収 入 合 計		支 出 合 計	

※収入合計と支出合計は一致するはずですから、注意して記入してください。

債務整理の相談・手続に必要な書類

■相談に必要な書類等

●身分証明書

保険証，社員証，住民票等

●債権者一覧表

もしくはこれに準じるメモ

(わかる範囲で結構ですが，詳細に記入していただければ，相談がスムーズに進み，その後の手続も簡単になります)

●ヤミ金融取引状況申告書 <ヤミ金融よりお借入がある方のみ>

ヤミ金融よりお借入がある場合は，取引の状況等をできるだけ詳細に記入してください。

(わかる範囲で結構ですが，詳細に記入していただければ，相談がスムーズに進み，その後の手続も簡単になります)

●印鑑

弁護士に依頼をする場合には必要です。当事務所では認印でも大丈夫です。

■手続に必要な書類等

●公的機関より取得する書類

住民票（3カ月以内に発行のもの，世帯全員。居住地の市・区役所で取得できます）

●手続に必要な書類など

陳述書

資産目録

家計全体の状況 2カ月分

●その他

預金通帳のコピー（過去2年分，口座が複数あるときは全部）

■場合によって必要となる書類

●給与をもらっているとき

給与明細書（直近2カ月分）と源泉徴収票（直近1回分）

●退職金の支給が見込まれるとき

退職金計算書（会社から取得できます）

●差押や仮差押をされているとき

裁判所から送付された決定正本

●不動産を持っている、または持っていたとき

不動産登記簿謄本（不動産所在地の法務局で取得できます）

●生命保険に以前加入していたとき

解約払戻金計算書

●生命保険に加入しているとき

生命保険証書

●自動車を持っているとき

車検証

●生活保護、年金、扶助を受けているとき

受給証明書

●クレジットカードを持っているとき

すべてのクレジットカード

※書類が紛失してしまっている場合でも、手続は可能ですからご相談ください。

※時々必要書類を提出いただけない方がいらっしゃいます。

書類がないと手続が進められませんので、弁護士へ依頼後は、お手数ですが速やかに書類をご用意くださいますようお願いいたします。

● 岩永法律事務所の安心サービスメニューです ●

相談のご予約

初回の法律相談は無料です（2回目以降5,250円／30分につき）

事件受任後、債権者へ『受任通知』を送ります。これにより取立がストップします

借金の取引履歴を確認後、引き直し計算、過払金確認後、即 交渉を行います

過払金がなく特段の事情がなければ、早期に破産・再生の申立を行います

破産免責審尋期日に裁判所へ出頭（弁護士が同行しますので安心です）

個人再生面談日に再生委員の事務所を訪問（弁護士が同行しますので安心です）

破産免責審尋期日後、借入状況に問題がなければ、裁判所から免責決定が出されます

個人再生の再生計画案に基づき、再生認可決定の可否が裁判所と再生委員の両方で協議されます

破産免責確定

再生認可決定

確定・決定後、今後の生活における注意点についてご説明します

お仕事が忙しくて時間が取れない時、その時は「**電話無料法律相談**」をご利用下さい

ご相談電話番号 **095-829-2120**

業務時間（平日）午前9時00分～午後6時00分（土曜日）午前9時00分～12時00分

※相談受付は、上記業務時間内に必ず電話でご予約下さい。

岩永法律事務所

- Best** …… 私たちは依頼者の幸せのために最善を尽くします。
- Get** …… 私たちは依頼者の立場で行動し、利益獲得を目指します。
- Quality** … 私たちは依頼者に対する「法的サービス」の品質向上に努めます。

所長ごあいさつ

岩永隆之 弁護士
岩永法律事務所 所長
長崎県弁護士会会員

景気の悪化に伴い、また貸金業法改正により、借金に苦しむ人が増加しています。当事務所では時代のニーズに合わせた法的サービスのご提供を事務所理念としており、その法的サービスの実現に向けて、迅速に行動します。

事務所ホームページは
こちらからどうぞ

岩永法律事務所

検索

<http://www.iwanaga-law.jp/>



事務所概要

岩永法律事務所

〒850-0032 長崎市興善町4番5号 カクヨウBLD5階

弁護士 岩永隆之
弁護士 黒岩英一

TEL 095-829-2120
FAX 095-829-2121
Mail iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

交通アクセス

■JR長崎駅より

徒歩	10分
タクシー	3分
路面電車	1番系統「正覚寺下」行きに乗車 「大波止」で下車し、徒歩8分 「西浜町」で下車し、徒歩10分
バス	「中央橋」方面行きに乗車 「興善町」で下車し、徒歩1分 「中央橋」で下車し、徒歩5分

■長崎空港より（リムジンバス）

「ながさき出島バイパス経由長崎駅前」行きに乗車し、約50分。「中央橋」「県庁前」「大波止」で下車。
※県庁前で下車することをおすすめします。

■高速道路から

長崎自動車道 長崎ICから「ながさき出島バイパス」を経由し、10分
※車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用下さい。



債務整理の無料法律相談 実施中

専用予約電話

借金の
お悩みは

095-829-2120

で解決です

業務時間（平日）午前9時00分～午後6時00分（土曜日）午前9時00分～12時00分

※相談受付は、上記業務時間内に必ず電話でご予約下さい。